

苦情処理等の報告について

	(H27) 苦情1	(H27) 苦情2
申出人	A	B
申出日	平成27年5月27日	平成27年7月31日
実施機関	知事 (総務課・政策法務課)	教育委員会 (福利課)
苦情の内容	平成22年〇月〇日付け総第〇〇号で行政文書不開示決定及び行政文書部分開示決定の処分を受けたので、同年〇月〇日に異議申立書2通を千葉県知事に提出した。また、平成25年〇月〇日に千葉県情報公開審査会あて反論意見書を提出した。 その後、平成27年〇月〇日に総務部政策法務課に処理状況を尋ねたところ、千葉県情報公開審査会での答申の見通しをいえる状況ではない、との回答であった。 これでは、処理に時間がかかりすぎている。千葉県は、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の推進のため、県の保有する情報の一層の公開を促進する種々の施策を講じ、県民もこれに協調し提言を行うなど努力してきたが、請求した情報公開請求が5年を経て未だ解決しない異常な状況は速やかに解消しなければならない。 また、処理の途中経過が請求者に見えないシステムは改善するべきで、不服申立ての処理状況は、1件ごとの申立ての概要と処理経過がわかる公表が、情報公開の公正な運用のために必要である。 この方法（工程表）の公表により、不適正な請求が県民に情報提供されることから淘汰され、適正な不服申立ての運用に利すると考えられる。	情報公開センターにおいて福利課職員から情報の開示を受けようとした。福利課職員の隣に男が座ってずっと話を聞いていたので、確認したところ、教育総務課職員であった。 「今日の開示は福利課が担当課として対応することになっている。教育総務課から開示を受ける連絡はない。これでは妨害ではないか。福利課職員は一度福利課に戻って、上司ときちんと話をして、これまで通りの開示をしてほしい」と言った。 「上司の福利課経理・貸付班長から確認してきた。教育総務課情報公開担当者は、必ず実施機関の開示に立ち会うことになっている」 「教育総務課の事務分掌表を確認すればすぐにわかるが、教育総務課が他課の行う開示に立ち会うことなどないはずだ。一週間程度待つから、経理・貸付班長の都合のいい日を連絡してもらいたい」 この10日後に標題不明の連絡文書が届いた。その後、経理・貸付班長及び福利課職員から本日まで一切連絡がない。福利課は開示すべき情報をセンターに預けておくから、勝手に閲覧するよう通知してきている。これは明らかに千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱第4の5(3)に違反している。請求者を対象に、請求者を威圧、威嚇、脅す行為を教育総務課職員に依頼した福利課の行為は著しい不法行為である。
調査委員	佐野委員 桑波田委員	佐野委員 桑波田委員
調査の状況	H27.6.30 事実関係の調査	H27.10.22 実施機関への書面調査 H27.11.10 実施機関による口頭説明
苦情審議状況	H27.8.28	H27.12.2
処理	H27.10.9	H27.12.25
処理結果等	(1) 総務課によれば、異議申立人の担当者が、この案件を整理・検討するため、持ち帰り、その後回答がなかったため、結局、諮問までに2年7箇月の期間が経過したということであるが、異議申立ての趣旨等が不明確な場合は、異議申立人に速やかに確認すべきである。本件の場合、諮問までに要した期間が2年7箇月となっており、これは通常想定される期間の範囲を著しく超過し、本件異議申立ての処理の遅延の原因の一つとなっていることから、事務処理は不適切であり、是認することはできない。 (2) 一方、諮問から2年以上経過していることについては、一時的に大量の行政文書の開示請求と異議申立てが行われたことに伴い、その処理に多大の時間を要しており、諮問の順に対応していることを鑑みると、やむを得ない事情を有していると思料される。 (3) しかし、苦情申立人の主張するとおり、本件苦情に係る異議申立てについて、不開示決定等の処分から5年を経て未だ終結していない状況を是正すべきであり、条例を所掌する政策法務課は、審理の迅速化に向けて必要な検討を早急に行うべきである。	(1) 教育総務課は、福利課から同席を依頼され、福利課を補助する必要があったため同席したとのことである。 教育総務課の事務分掌である「行政文書開示請求等に関する総合調整」の範囲が、庁内各課の総合調整に限られず、開示実施の総合調整にも及ぶものであると実施機関が判断するのであれば、当部会はそのとおりであると認めるものであり、また、そのような説明が特段不合理ということもできない。 よって、必要があれば、総合調整を担う教育総務課職員が福利課の開示の実施の場に同席したとしても、特に不適切な行為であったとはいえない。 (2) 実施機関は直近で開示の実施を行うことができなかったため、苦情申出人が都合のいい日時に開示文書を閲覧できるように開示文書をセンターに預け、その旨の文書を苦情申出人に送付したとのことである。確かに、実施機関による開示の日時の設定はなされなかったものの、このような実施機関の対応はより早く苦情申出人に対し開示文書を閲覧に供するという点で、苦情申出人の利便性に資するものである。また、実施機関は担当課の担当者が対応できる状態ならば、苦情申出人が開示文書の閲覧のために来所した場合に、開示の実施に立ち会う意思はあったとのことであり、これらのことを鑑みると、実施機関の対応は不適切であったとまではいえない。

	(H27) 苦情3	(H27) 苦情4
申出人	B	B
申出日	平成27年7月31日	平成27年7月31日
実施機関	教育委員会 (福利課)	教育委員会 (千葉県立松戸南高校)
苦情の内容	情報公開センターにおいて福利課給付班職員から情報の開示を受けようとした。ところが給付班職員の隣には、〇月〇日福利課経理・貸付班職員の際、センターに押しかけて開示を混乱させ、開示を受けられなかった教育総務課職員が、再び座っていた。 「条例では、担当課が開示することになっている。なぜ福利課の情報を教育総務課から受けなければならないのですか。こんなことは昨年まで、全くなかった。開示を受けにきた私が、監視され、威圧、威嚇、脅しを受けていると申し立てている。教育総務課職員はこのために来ているのでしょうか。実際に開示をやってみなければ、福利課の説明に問題が生じて立ち往生するかどうか分からないでしょう。教育総務課職員が福利課から頼まれて来たと言うから、福利課であるあなたが退出するように言うべきだ」 給付班職員は「これでは、今日は続けられない形になってしまいますよ」と脅した。 本年度に入って、教育総務課長の下、実施機関が行う情報公開が極めて深刻な不当不法の場と化している。開示と称して県民を呼び出し、今度は呼び出した県民を恫喝した揚句、自分たちの指示に従わないと置き捨て退席する。事態は深刻であり、貴推進会議はこの事態を看過せず、再発を防ぐために関係者を指導措置するよう実施機関に勧告し、速やかに事態を正常化させ、開示を受けることができるようにすべきである。	実施機関が行った行政文書開示決定通知書によれば、この決定に不服があれば異議申立てをすることができるという。開示するものに異議申立てができるという教示は、当方に開示するなど異議申立てをすることができることを教示している。 この決定は支離滅裂である。千葉県情報公開条例上、開示決定に異議申立てができる理由を明らかにすべきである。
調査委員	佐野委員 桑波田委員	末吉委員 大田委員
調査の状況	H27.10.22 実施機関への書面調査 H27.11.10 実施機関による口頭説明	—
苦情審議状況	H27.12.2	H27.12.2
処理	H27.12.25	H27.12.25
処理結果等	(1) 教育総務課は、福利課から依頼され、福利課を補助する必要があったため同席したとのことである。 教育総務課職員の事務分掌表である「行政文書開示請求等に関する総合調整」の範囲が、庁内各課の総合調整に限られず、開示実施の総合調整にも及ぶものであると実施機関が判断するのであれば、当部会はそのとおりであると是認するものであり、また、そのような説明が特段不合理ということもできない。 よって、必要があれば、総合調整を担う教育総務課職員が福利課の開示の実施の場に同席したとしても、特に不適切な行為であったとはいえない。 (2) 給付班職員が教育総務課職員の同席について苦情申出人に対し説明したものの、理解が得られず、給付班職員は「このままだと(話が進まず)本日の開示が実施できない」との意味で発言したが、苦情申出人は給付班職員の言葉を文字通りに受け止め、苦情申出人が「止めましょう」と開示を打ち切ったとのことである。 給付班職員は上記の説明をしたにもかかわらず、苦情申出人は開示の実施に応じなかったものであり、実施機関職員が一方的に開示の実施を打ち切ったとまではいえない。したがってこれらの実施機関の対応に、不適切な点があるとまではいえない。	(1) 本件のような教示は、従来、行政文書部分開示決定通知書及び不開示決定通知書にのみ記載されていたものであったが、全部開示決定においても対象文書の特定漏れ等について異議申立てがされている実態や、千葉県情報公開審査会から出された、開示決定通知書に教示文のないことを疑問視する意見を受け、平成26年度第1回千葉県情報公開推進会議での審議を経て、開示決定通知書についても行政不服審査法(昭和37年9月15日法律第160号)第57条第1項の規定による教示を入れ、簡易迅速な救済に資するよう変更されたものである。 (2) 実施機関においても、上記の審議を経て、平成26年12月19日に公布された、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則により、開示決定通知書に本件教示が付加された。 改正規則の概要によれば、本件教示は、開示決定がなされた場合でも、対象文書の特定漏れ等を理由とする異議申立てができる旨等を明確にし、開示請求者の簡易迅速な救済を図る趣旨である。 よって、本件の教示は規則改正で様式が改正されたことによるものであって、実施機関の事務に不適切な点はない。

	(H27) 苦情5	(H27) 苦情6
申出人	B	B
申出日	平成27年8月3日	平成27年8月3日
実施機関	教育委員会 (教育総務課)	教育委員会 (福利課・教職員課)
苦情の内容	私が行った行政文書開示請求に対し、実施機関は、開示日時を〇月〇日午前9時30分とする通知を行った。 私は実施機関から土日を除くと、わずか4日後に開示する日時指定の通知を受けた。決定通知を受けて4日後の開示は、常識的に考えれば無理な事は誰でもわかることである。 そこで、「情報開示の日程等について(連絡)」において、上記日時設定の不当を指摘し、改善されない場合は、本件に類似する前年度の苦情申立てに続いて再び苦情の申立てを行うことを警告した。 しかし、実施機関は私の訴えを無視し、〇月〇日午前10時に口頭による意見の陳述を実施する決定を行いながら、同日午前9時30分より開示をする決定通知を行った。誰が考えても異常きわまる開示日時設定であり、すでに正常を喪失しているといか言いようのない状態である。 これらの事態を放置すれば、主権者県民においてかかる不当を回避は正するため、調査等が必要となり、開示請求が拡大し、また異議申立てや苦情の申立てが続くことが予測される。この際、正常な情報公開推進のため、教育総務課長及び同情報公開担当者を厳しく指導措置しなければ混乱はさらに深化する。	私が行った行政文書開示請求に対し、実施機関は、開示日時を〇月〇日午前9時30分とする通知を行った。ここ1週間の間に、このような不当な開示日時の設定が2度ほど行われており、他開示を含め、開示事務が混乱を極めている。 私は教育長から土日を除すると、わずか4日後に開示する日時指定の通知を受けた。決定通知を受けて4日後の開示は、常識的に考えれば無理な事は誰でもわかることである。 そこで、「情報開示の日程等について(連絡)」において、上記日時設定の不当を指摘し、改善されない場合は、本件に類似する前年度の苦情申立てに続いて再び苦情の申立てを行うことを警告した。 しかし、実施機関は私の訴えを無視し、〇月〇日(〇)午前10時に口頭による意見の陳述を実施する決定を行う一方、同日午前9時30分より開示をする通知を行った。誰が考えても異常きわまる開示日時設定であり、すでに正常を喪失しているといか言いようのない状態である。 これらの事態を放置すれば、主権者県民においてかかる不当を回避は正するため、調査等が必要となり、開示請求が拡大し、また異議申立てや苦情の申立てが続くことが予測される。この際、正常な情報公開推進のため、教育総務課長及び同情報公開担当者を厳しく指導措置しなければ混乱はさらに深化する。
調査委員	末吉委員 中橋委員	末吉委員 中橋委員
調査の状況	H26.10.26 事実関係の調査 H27.11.5 苦情申立て(補充)の受付	H26.10.26 事実関係の調査 H27.11.5 苦情申立て(補充)の受付
苦情審議状況	H27.12.2	H27.12.2
処理	H27.12.25	H27.12.25
処理結果等	(1) 開示の日時の指定については、実施機関の裁量で任意に設定することができる。 そして、請求人等が指定された日時で開示等を受けられない場合には、実施機関に申し出ることにより、日時を変更することが可能であり、この申出に実施機関が正当な理由もなく応じない場合には、裁量の範囲を超え、違法となる場合があると史料される。 苦情申出人が、口頭意見陳述の実施のため、指定された開示の日時を、都合が悪いと判断したのであったのなら、実施機関にその旨連絡すれば足り、実施機関も、通常、このような申出があれば、日時変更に対応しているのが常態であると認められる。 (2) また、実施機関は、苦情申出人の利便性を考慮し、口頭意見陳述に来庁する際、併せて開示の実施を行おうとしたというのであり、この考え方には合理性が認められ、苦情申出人が当該開示が受けられないようにする意図をもって、本件苦情に係る開示実施の日時設定を行ったとの苦情申出人の主張は、これを認めることはできない。 よって、本件苦情に係る実施機関の事務処理に不適正な点はない。	開示の日時の指定については、実施機関の裁量で任意に設定することができる。 そして、請求人等が指定された日時で開示等を受けられない場合には、実施機関に申し出ることにより、日時を変更することが可能であり、この申出に実施機関が正当な理由もなく応じない場合には、裁量権の逸脱の違法が認められる場合があると史料される。 苦情申出人が、口頭意見陳述の実施のため、指定された開示の日時を、都合が悪いと判断したのであったのなら、実施機関にその旨連絡すれば足り、実施機関も、通常、このような申出があれば、日時変更に対応しているのが常態であると認められる。 また、実施機関は、苦情申出人の利便性を考慮し、口頭意見陳述に来庁する際、併せて開示の実施を行おうとしたというのであり、この考え方には合理性が認められ、苦情申出人が当該開示が受けられないようにする意図をもって、本件苦情に係る開示実施の日時設定を行ったとの苦情申出人の主張は、これを認めることはできない。 よって、本件苦情に係る実施機関の事務処理に不適正な点はない。

	(H27) 苦情7	(H27) 苦情8
申出人	B	B
申出日	平成27年8月3日	平成27年8月3日
実施機関	教育委員会 (福利課)	教育委員会 (福利課)
苦情の内容	実施機関が発した「行政文書開示請求書の補正について」と題した行政文書は、千葉県情報公開条例第7条第2項及び千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示に関する事務取扱要綱第3の2(4)に規定する補正要件を充たしていないので、本件補正を上記各規定に基づき修正した上で補正を請求することを求める。 実施機関が行った補正内容は、「福利課が同課以外に対して行った、所掌するどのような事務の合議ないし協議の内容が判明する情報を請求する趣旨であるのか、明確にご説明願います。」というものである。 実施機関は私に「どのような事務の合議ないし協議の内容」が知りたいのか尋ねているようであるが、私はそもそも「どのような事務」の内容があるか知らないで、これを明らかにするため本件開示請求を行ったのである。 事務内容を知らない者からの開示請求としては、明確である。 補正を行う場合、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない義務があり、補正においては所要の情報の提供に努めることを前提としている。	実施機関が発した「行政文書開示請求書の補正について」と題した行政文書は、千葉県情報公開条例第7条第2項及び千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱第3の2(4)に規定する補正要件を充たしていない。 ア 本件補正には、「請求の対象となりうる行政文書は大量となり、あなたにとっても開示の実施における閲覧等に多大な労力をおかけすることになります」とする記載がある。このような文言は情報公開事務とは全く無縁のものである。 イ 開示請求者には大量になるか否かは前もって知る由もない。大量であるならば客観的事実を示すべきである。 ウ 開示すべき情報が大量であることと、開示すべき情報を特定することは無縁である。 エ 補正を行う場合、「実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない義務」があり、補正においては「所要の情報の提供に努める」ことを前提としている。 各規定に基づき本件補正を修正した上で、再度補正を請求を行うこと。
調査委員	橋本委員 中橋委員	橋本委員 中橋委員
調査の状況	—	—
苦情審議状況	H27.12.2	H27.12.2
処理	H27.12.25	H27.12.25
処理結果等	(1) 実施機関が補正を求めた開示請求について、苦情申出人が補正に応じなかったため平成27年〇月〇日付けで却下し、苦情申出人が異議申立てをしたものであり、平成27年〇月〇日に実施機関から千葉県情報公開審査会に諮問されたものと認められる。 ア 補正を請求に対する苦情の段階では開示手続における事務処理に対する苦情であるから苦情処理部会の調査対象となる。 イ 却下決定の段階では、同決定がなされた時点で条例第27条の2第3項第2号該当となり、苦情の対象となった事実は行政不服審査手続の中で評価される。 ウ 却下決定に対する異議申立ての段階では、異議申立てにより情報公開審査会に諮問することになるから諮問された段階で同項第1号該当となる。ただし、上記イの同項第2号該当性が消滅するとする根拠はなく、同項第1号及び第2号該当が競合することとなる。 (2) 以上から本件苦情に係る当該補正の適否は、却下処分の妥当性ととも、千葉県情報公開審査会の審理により判断される性質のものである。 よって、本件苦情は、同項第2号に該当するとともに同校第1号の規定に該当するため、苦情の申出に応ずることはできない。	(2) 実施機関が2回にわたる補正を求めた開示請求について、苦情申出人が補正に応じなかったため平成27年〇月〇日付けで却下し、苦情申出人が異議申立てをしたものであり、平成27年〇月〇日に実施機関から千葉県情報公開審査会に諮問されたものと認められる。 ア 補正を請求に対する苦情の段階では開示手続における事務処理に対する苦情であるから苦情処理部会の調査対象となる。 イ 却下決定の段階では、同決定がなされた時点で条例第27条の2第3項第2号該当となり、苦情の対象となった事実は行政不服審査手続の中で評価される。 ウ 却下決定に対する異議申立ての段階では、異議申立てにより情報公開審査会に諮問することになるから諮問された段階で同項第1号該当となる。ただし、上記イの同項第2号該当性が消滅するとする根拠はなく、同項第1号及び第2号該当が競合することとなる。 (2) 以上から本件苦情に係る当該補正の適否は、却下処分の妥当性ととも、千葉県情報公開審査会の審理により判断される性質のものである。 よって、本件苦情は、同項第2号に該当するとともに同校第1号の規定に該当するため、苦情の申出に応ずることはできない。

	(H27) 苦情9	(H27) 苦情10
申出人	B	B
申出日	平成27年8月3日	平成27年8月3日
実施機関	教育委員会 (福利課)	教育委員会 (教育総務課)
苦情の内容	実施機関は福利課給付班職員をして、千葉県情報公開条例第8条に違反し情報公開せず、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱(以下「事務取扱要綱」という。)第4の5(1)に違反し、行政文書の説明を放棄した。当方に対し速やかに情報公開する権利を回復し、条例に規定する開示を行うこと。 情報公開センターにおいて給付班職員から情報の開示を受けようとしたが給付班職員の隣には、福利課経理・貸付班職員による開示の実施の際、開示を混乱させ、開示を受けられなくなった教育総務課職員が再び座っていた。そして、実施機関が指定したにもかかわらず、教育総務課職員の指示に従って情報公開をせず、教育総務課職員とともに開示の場から一方的に立ち去った。給付班職員は条例の主旨に反し「これでは開示できない」(要旨)などと発言した。主権者県民を愚弄する許されない言動を行った。給付班職員及び教育総務課職員は条例第8条本文に明確に違反している。 その後、給付班職員が当方に対して、開示文書はセンターに預けてある旨記載されている標題不明の書面が送られてきた。 当方は一貫して担当課による説明を求めているのである。福利課は組織ぐるみで条例違反を繰り返している。	情報公開センターで福利課から開示を受けようとした際、教育総務課職員の妨害によって、開示を受けることができなかった。 至急事実を精査し、当方が受けた開示を受ける権利はく奪に関して保証を行うとともに、教育総務課職員が妨害行為を行わないようにすべきである。 千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱(以下「事務取扱要綱」という。)第4の5(3)において、開示事務を「開示は担当課(所)職員が行い、必要に応じて、行政文書の内容について説明する」ことを規定している。教育総務課職員は福利課の職員ではない。 センターでは、開示請求者に対し、「行政文書・自己情報の開示の実施について」と標題する書面を設置し、「開示は担当課(所)の職員が行い…」と周知している。教育総務課職員は福利課の職員ではない。 教育総務課の事務分掌表では、教育総務課職員の事務は「1 行政文書開示請求等に関する総合調整に関すること」「4 その他情報公開及び個人情報保護に関する事務の指導・調整に関すること」であって、いずれも庁内における連絡調整事務であり、開示の窓口で他課(所)に伴って、開示請求者に対面し、開示をすることではない。
調査委員	佐野委員 上谷委員	佐野委員 上谷委員
調査の状況	H2710.22 実施機関への書面調査 H2711.10 実施機関による口頭説明	H2710.22 実施機関への書面調査 H2711.10 実施機関による口頭説明
苦情審議状況	H27.12.2	H27.12.2
処理	H27.12.25	H27.12.25
処理結果等	(1) 教育総務課は、福利課から迅速な開示をするために同席を依頼され、福利課を補助する必要があったため同席したとのことである。 教育総務課職員の事務分掌である「行政文書開示請求等に関する総合調整」の範囲が、庁内各課の総合調整に限られず、開示実施の総合調整にも及ぶものであると実施機関が判断するのであれば、当部会はそのとおりであると是認するものであり、また、そのような説明が特段不合理ということもできない。 (2) 苦情申出人が都合のいい日時に開示文書を閲覧できるように開示文書をセンターに預け、その旨の文書を苦情申出人に送付したとのことであり、担当課の担当者が対応できる状態ならば、苦情申出人が開示文書の閲覧のために来所した場合に、開示の実施に立ち会ったとのことである。これらの実施機関の対応は、苦情申出人がセンターに来所した際に、いつでも開示文書を閲覧できるという点で、苦情申出人の利便性に資するものである。 また、事務取扱要綱第4の5(1)は出先機関の開示実施に関する規定であり、福利課は出先機関ではないので、本件においてこの規定は適用されない。 したがって、これらの実施機関の対応に不適切な点は認められない。	(1) 事務取扱要綱第4の5(3)において「開示は担当課(所)職員が行い」と規定されている。これは、開示決定後の事実行為としての開示の実施も担当課(所)が行うという便宜的な趣旨の規定に過ぎないのであり、この規定は、開示の実施において担当課(所)職員以外の職員の同席を禁止する規定ではない。また、この規定は、苦情申出人が担当課(所)職員からのみ開示を受けることの権利を認めているものでもない。 (2) 教育総務課職員の事務分掌表である「行政文書開示請求等に関する総合調整」の範囲が、庁内各課の総合調整に限られず、開示実施の総合調整にも及ぶものであると実施機関が判断するのであれば、当部会はそのとおりであると是認するものであり、また、そのような説明が特段不合理ということもできない。 したがって、実施機関の対応に不適切な点は認められない。

	(27) 苦情11	(27) 苦情12
申出人	B	B
申出日	平成27年8月19日	平成27年9月1日
実施機関	教育委員会 (教育総務課)	教育委員会 (教育総務課)
苦情の内容	私は、開示請求を2分割し、前者を定例的に福利課以外に合議もしくは協議するために保有する情報、後者を前者以外の情報に分け、前者については、別紙を作成し、その中で情報の類別を行った。しかし、後者については、依然として情報の提供を怠ったままである。 ア 請求内容が不明として補正を行う場合、千葉県情報公開条例第7条第2項により、「実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」義務があり、また、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱第3、2、(4)開示請求の補正において、教育長は「所要の情報の提供に努める」こととなっている。 イ その際、実施機関は「開示請求書の記載内容に関連する行政文書名や該当すると考えられる行政文書の名称等が記載されている行政文書目録等を示す」という職責を果たすことになっている。 ウ 実施機関が伝えた定例的に保有する情報は、行政文書名や行政文書目録等に該当しない。また、定例的情報外の情報は全く提供されていない。 エ 開示請求者は、行政がどのような情報を作成し、保有しているか知る由もない。 オ 本件開示請求はほぼ1月経過しており、未だ開示に至らない原因は、教育長の補正行為にある	開示決定における「開示を実施する日時」において、実施機関は、当方が現実的に対応できない開示日時をあえて指定した。 当方に、本件開示決定が送達されたのが、平成27年〇月〇日午後5時過ぎであった。開示日時は〇月〇日午前10時である。午後5時過ぎということは、たまたま今回は、当方が本件送達を受けられる状況にあっただけで、実質的には土日をはさんで〇月〇日に送付を受けたことと同じである。 2日後に開示を受けるよう日時設定することは、開示日時に赴くため仕事等の調整が不可能な事は知事も承知のことである。このことについて、情報公開担当者は、「都合がつかない場合は別の日時をお知らせください。」とメモ書きた。 開示日時の指定に係って過去、千葉県情報公開推進会議は私の苦情を認め「特段の事情が認められない以上、到達予定日の翌日から起算して3日後より後の日時がより適正な指定であったと考えられる。」としている。 この苦情は、本件苦情対象担当課である政策法務課が所掌しており、知事は情報公開推進会議の判断を知りながら、あえてこれを無視し、今回の行為に及んでいる。 主権者の開示請求する権利擁護伸張のために、関係者を指導措置し、再発防止並びに改善を図るべきである。
調査委員	橋本委員 中橋委員	末吉委員 大田委員
調査の状況	—	—
苦情審議状況	H27.12.2	H27.12.2
処理	H27.12.25	H27.12.25
処理結果等	(1) 本件は、実施機関が補正を求めた開示請求について、苦情申出人が補正に応じなかったため平成27年〇月〇日付けで却下し、苦情申出人が異議申立てをしたものであり、平成27年〇月〇日に実施機関から千葉県情報公開審査会に諮問されたものと認められる。 ア 補正要請に対する苦情の段階では開示手続における事務処理に対する苦情であるから苦情処理部会の調査対象となる。 イ 却下決定の段階では、同決定がなされた時点で条例第27条の2第3項第2号該当となり、苦情の対象となった事実は行政不服審査手続の中で評価される。 ウ 却下決定に対する異議申立ての段階では、異議申立てにより情報公開審査会に諮問することになるから諮問された段階で同項第1号該当となる。ただし、上記イの同項第2号該当性が消滅するとする根拠はなく、同項第1号及び第2号該当が競合することとなる。 (2) 以上から本件苦情に係る当該補正の適否は、却下処分の妥当性ととも、千葉県情報公開審査会の審理により判断される性質のものである。 よって、本件苦情は、同項第2号に該当するとともに同校第1号の規定に該当するため、苦情の申出に応ずることはできない。	(1) 苦情申出人によれば、平成27年〇月〇日開示決定通知書が到達している。この日の翌日から起算して3日後は〇月〇日である。なお、先例事案においては特に言及されていないが祝祭日等で長期間、県の事務処理がなされず、担当課に連絡を取れない可能性がある場合などには、対応が十分可能となるよう、日程の設定については適宜考慮すべきであるが、本件苦情においてはこの間、特に祝祭日等は含まれないから、開示実施日としては、〇月〇日以降を指定するのが適切である。 本件では、〇月〇日(〇日+1日)を指定しているから、本件指定に問題はない。 (付言) 苦情申出人によれば、苦情申出人の元へは〇月〇日に開示決定通知書が送達されたとのことである。苦情申出人は、〇月〇日に苦情の申出をするために来庁しているのだから、その際に調整を申し出ることも可能であった。 県は、より速やかな開示に資するため、できるだけ早い日時を指定しているものである。 本件苦情の事案においても、実施機関の事務に不適切な点があったものとは認められない。「都合がつかない場合は別の日時をお知らせください」との通知にも見られるとおり、県民の権利を軽んじているわけでもない。

	(27) 苦情13	(27) 苦情14
申出人	B	B
申出日	平成27年9月16日	平成27年9月16日
実施機関	教育委員会 (教育総務課)	教育委員会 (教職員課)
苦情の内容	情報公開センターにおいて教職員課職員から同課に係る情報開示を受けようとした際、教育総務課職員が現れて、開示を妨害し、情報の閲覧をすることができなかった。 今回で同主旨、連続三回目の苦情の申立てである。 教育総務課職員は、開示の場と隣室をつなぐ通路に座るか、壁際に立って、当方の発言を把握したいと言いだした。通路に座るとか壁際に立つなどは異常で、みじめな話であると即座に断った。教育総務課職員は、国語の先生ではないからみじめか否かわからないと嘯いた。 教育総務課の主張は、開示に同席するのは開示非開示の説明という理由であった。しかし今回は、当方が最初から指摘してきた通り、開示の場に同席を強制することによって、当方を監視することである。県民に対する違法な監視活動である。 この指摘を行った途端、教育総務課職員は、当方の発言を把握するなど言っていないと言い逃れを始めた。 窮した教育総務課職員は、今回、最後は、教職員課から要請を受けたから同席したと主張した。 教育総務課職員が繰り返すのは、開示の場と隣室をつなぐ通路に座るか、壁際に立って、当方の発言を把握することということになる。去年まではなかったことである。 当方は教育総務課長が行う監視活動に起因する混乱のため、ほぼ3か月間、開示を受けられない不利益を被っている。	教職員課から開示請求について開示すべき情報が多いという理由で整理を依頼され、これに応じるべく、3度にわたって文書を送付し、整理に協力する旨伝えた。しかし教職員課からは一切応答がなかった。 情報公開センターにおいて、教職員課管理室管理主事〇にその理由を質したところ、教職員課として当方が送付した書面を見たことがない可能性が強いと明言した。 当方が送付した書面は、センター宛が2通、教育長宛が1通である。 こうした書面は通常、教育総務課を経由し、担当課に配布される。教職員課を対象とする文書を教職員課が知らないということならば、配布すべき教育総務課が、何らかの理由あるいは意図をもってこれを秘匿したということになる。送付した書面は郵送もしくはFAXしたものであり、確実に教育庁に届いている。 郵送した書面が関係部課所に届かないという事態は極めて異常であり、事務が正常に取り行われない危険性があり、組織の根幹にかかわることである。千葉県情報公開推進会議は他に例がないかを含め、本件苦情に対し真摯に対応すべきである。
調査委員	佐野委員 上谷委員	橋本委員 大田委員
調査の状況	H27.10.22 実施機関への書面調査 H27.11.10 実施機関による口頭説明	H27.11.5 事実関係等の調査
苦情審議状況	H27.12.2	H27.12.2
処理	H27.12.25	H27.12.25
処理結果等	(1) 教育総務課は、担当課である教職員課から、不慣れな開示の実施を補助するために同席を依頼され、教職員課を補助する必要があるため同席したとのことである。 教育総務課職員の事務分掌表である「行政文書開示請求等に関する総合調整」の範囲が、庁内各課の総合調整に限られず、開示実施の総合調整にも及ぶものであると実施機関が判断するのであれば、当部会はそのとおりであると是認するものであり、また、そのような説明が特段不合理ということもできない。 よって、必要があれば、総合調整を担う教育総務課職員が教職員課の開示の実施の場に同席したとしても、特に不適切な行為であったとはいえない。 本件で、教育総務課が同席したのは、教職員課職員の要請によるものと認められ、開示の実施の経験が少ない教職員課職員の補助を教育総務課職員が行うということは、上記の必要性に含まれるものと解されるものである。 (2) 当部会が、実施機関から聴取した事項、示された事実等に基づき判断したところ、実施機関が苦情申出人を監視、盗聴等、差別的取り扱いをするために同席をしたという事実を認めることができなかった。 (3) 実施機関、苦情申出人双方において、より円滑な開示の実施が行われるよう、対応に努められたい。	(1) 各課の説明からすると、関係課(所)は今回、各文書の送付あるいは内容の伝達を迅速に行っており、また、苦情申出人への、口頭・FAXでの応答による日程の調整等の対応も丁寧になされている。 よって、本件苦情に係る各課の対応は、適切であったと認められる。 (2) 教職員課は、本件資料を実際には収受しているにもかかわらず、「見ていない可能性が強い」と返答し事実とは異なる回答を安易に行っている。この点についても、不確実であれば課に戻って確認する等、他の業務を滞らせない範囲で、県民に対する確実な回答を心掛けるべきであったといえる。 (付言) そもそも本件苦情は、苦情申出人と県との間で円滑な連絡が出来ていなかったことに原因があるところ、苦情申出人も勤務時間内の電話、メール、及び来庁時の調整といった迅速な通知手段での対応を検討し、円滑な連絡が可能ないように努力すべきである。

	(27) 苦情15	(27) 苦情16
申出人	B	B
申出日	平成27年10月7日	平成27年10月21日
実施機関	教育委員会 (教育総務課)	教育委員会 (教育総務課)
苦情の内容	情報公開センターにおいて、教育政策課職員二人から情報の開示を受けようとしていた。突然、教育総務課主査Sが現れて、「千葉商業高校の…」と言いだした。これでは妨害になると指摘し、教育政策課職員と話をしようとする、今度はやや腰をかがめ、当方の方に顔を近づけ「千葉商業から頼まれたものがある」と言い続けた。主査Sはかなり興奮しており、手を上げたり体当たり等の暴力を振るう危険があった。そこで開示場所から立ち去ろうとした。 今回の事件は衝立で仕切られたセンター執務場所に待機し、ここから当方のところに突然現れて非行に及んでいる。また政策法務課職員らは課長の非行を途中で止めるでもなくやらせ放題であった。 (教育政策課副主幹I並びにHの証言)なぜ主査Sの不当行為を止めなかったのか尋ねたところ、兩人とも「気が動転してしまって、止めることさえ考えられなかった」と口をそろえて証言。「申し訳なかった。お詫びする」と証言。主査Sのあまりにも常軌を逸した不法行為が、上兩人ともに「気が動転」するほどの異常さ激しさだったことが、今回の証言で明らかとなった。このところ、推進会議は発足当初の目的を曲げ、変質してしまったという声が、市民のみならず法律の専門家からも出始めている。推進会議の各委員は、信用を欠くことのないようにすべきである。	財務施設課隣室倉庫で実施された異議申し立てに係る口頭による意見陳述妨害。当方は異議申立てに係る口頭意見陳述を行った。意見陳述は上席者、松戸南高等学校事務主幹兼事務長Oの主導によって開始された。しかし当方が意見陳述を開始すると、O事務長の隣に座ったS主査が、これを読めとばかりにA4大の紙を、O事務長の顔面に数回突き出した。S主査のこの行為に対し、O事務長はこれを差し止めなかった。そしてしばらくたったころ、S主査がO事務長の方ににじり寄り、O事務長の腰のあたりを突く動作を行っていた。 「これでは、陳述ができない。今度、こんなことがあったら意見陳述を中止する。」 この指摘に対し、O事務長は小声で「二人でやっているものですから」と、S主査の不当行為を認めた。 このところのS主査の相次ぐ不当行為が、意見陳述の場においても平然と行われた。教育総務課は、組織ぐるみで当方の意見陳述を妨害した。推進会議は、「妨害とまでは言えない」などと苦し紛れの言い逃れをするべきではない。
調査委員	橋本委員 桑波田委員	末吉委員 中橋委員
調査の状況	H27.11.10 事実関係の調査	H27.11.10 事実関係の調査
苦情審議状況	H27.12.2	H27.12.2
処理	H27.12.25	H27.12.25
処理結果等	(1) 開示の場の苦情申出人と主査Sの位置は、テーブルで隔絶され、双方から反対側には容易にいけるものではなく、苦情申出人の主張するような主査Sが手を上げたり体当たりをするようなスペースがない。このような物理的位置関係からすれば、危惧するような事態が起こる可能性はきわめて低く、主査Sが暴力行為におよんだとする異議申立人の主張は是認できない。また、主査S及び開示を実施していた2名の担当課職員の説明によれば、苦情申出人の主張するような「いきなり侵入した」のではなく、平穩に「ちょっとすみません」と声をかけて入ってきたのであり、常識的な範囲でのやりとりである。 (2) 仮に、苦情申出人としては、歓迎せざる用件であるとしても、社会通念上、主査Sが隣接執務室にいることの通告及び千葉商業高校から頼まれた書類を渡すことが開示を妨げるとまではいえない。主査Sが「ちょっとすみません」と入ってから、苦情申出人が出ていくまで4分程度の出来事である。以上から、苦情申出人の開示を受ける権利を侵害しているという事実とは認められない。 なお、開示の実施については信義に基づき双方が誠実に行わなければ成立し得ず、実施機関だけでなく苦情申出人も互いに協力して開示を行うべきである。また、開示の実施において職員は慎重に処理すべきである。	(1) 苦情申出人が、口頭意見陳述を妨害されたとするS主査の行動は、口頭意見陳述の事務遂行上、O事務長を補助するため、事務長の注意を自分に向けさせようとの意図で行ったものであり、所持していたA4の紙もそのためのメモであるとのことである。 聴取者が複数の場合、意思疎通のため、聴取者間で確認を行うこともあり得るものであり、本件のS主査の行為の態様から、S主査の行為が苦情申出人の指摘するほどの、聴取の妨害とまで評価されるとは認められない。 (2) また、S主査は、苦情申出人から同人の挙動について指摘されてからは、言動を控え、円滑な聴取の実施に配慮したというのであるから、この点においても、聴取の妨害とまでは認められない。 よって、実施機関の事務処理上の不適正な点はない。

	(27) 苦情17	(27) 苦情18
申出人	B	B
申出日	平成27年10月28日	平成27年12月11日
実施機関	教育委員会 (教育総務課)	教育委員会 (教育総務課)
苦情の内容	当方は教育総務課主査S並びに同主事Mから同課に係る情報の開示を受けた。その際、次回〇月〇日(〇)は第一候補として県立千葉商業高校から、第二候補として教育政策課から開示を受けるので対応するよう要請した。また、主査Sらは、同日開示された情報のうち、担当が異なるので説明できないと言った箇所につき、後に担当者から説明を聞き取り、概ね一週間以内にメモ等を送付することを約束した。その後、教育総務課長は何もせず、同課職員を一切派遣しなかった。この日で5度、開示を受けることができなかったが、教育総務課長の指示によって、市民県民が被害を受けている。〇月〇日までに郵送したとする事実は虚言の疑いが濃厚である。 約束した、説明のメモ等も一切届いていない。よって、発送したという事実は考えられず、虚言の疑いが濃厚である。	本年度、総務課長は、当方が行った開示請求に対し、教育長名で2度の補正請求を行った。しかし、開示請求と同一内容である請求に対し、教育委員長は、部分開示を行う決定を行い通知した。 教育総務課長が教育長名で行った補正請求は、教育長が開示請求の文言等その内容が理解把握できないということを対外的に宣言していることに等しく、教育長の名譽を著しく毀損し、教育庁組織で行う事務事業全体の信用を失墜させている。 直ちに本件補正を取消させ、教育長の威信を低下させた教育総務課長並びに教育総務課文書・情報室のSを指導処分すべきであり、貴推進会議は上実事を教育長に知らせ、指導処分するよう勧告すべきである。 何ら補正を受ける理由が全くないにもかかわらず、本件補正はあたかも反社会組織の者が市民に因縁をつけるように、「請求を却下する場合がある」と脅しながら、補正行為を強制している。まるで“やくざ”の吹っ掛け行為である。 教育総務課長は、教育公務員としてその法を超え、教育長の信用を地に貶め、「公」の名の下に極めて深刻な職務権限の乱用を行っている。なお、教育総務課長の指示指導並びに承認によって不当行為を行った教育総務課主査Sの行為については別表で知らせた。
調査委員	末吉委員 大田委員	橋本委員 上谷委員
調査の状況	H27.10.29 苦情の申出書(補足)の受付	H28.2.3 実施期間に対する書面調査
苦情審議状況	H27.12.2	H28.3.15
処理	H27.12.25	H28.3.30
処理結果等	(1) 次回開示する課を指定する苦情申出人からの要請に対し、教育総務課は、苦情申出人から要請のあった課に開示の可否を確認してから連絡する旨を応答しており、この日から3日後である日の発送である点についても、他課担当者との調整・協議等の必要を考えれば、事務処理が遅れているとはいえない。 また、切手使用簿の記録から見ると、教育総務課担当者は適正に発送業務を行っていたと認められ、日本郵便株式会社によれば通常、苦情申出人の住所へは翌々日である〇月〇日が到達予定日であり、開示実施日の〇月〇日までに、1日分の余裕があったことになる。本来であれば、さらに余裕をみて発送することが好ましいが、開示日程の設定・変更等ではなく、開示内容の変更である点、教育総務課が述べるように、この時点で他に通知手段がなかった点を考慮すれば、やむを得ない。よって、実施機関の事務に不適切な点があったものとは認められない。 (2) 質問に対する説明のメモにつき、教育総務課担当者は「概ね一週間以内に送付する」と説明したのであり、〇月〇日に苦情申出人のもとに到達しているものであるから、この事務の遂行に何ら不適切な点はない。	(1) 現在、2請求については、それぞれ一部について部分開示決定等がなされ、それに対し苦情申出人は異議申立てを提起している。 部分開示決定をした部分に対する補正については、異議申立てが提起されたことにより、条例第27条の2第3項第2号、同項第1号に該当することとなり、両号が競合することとなる。よって、本件の2請求のうち、同部分に係る補正に関する苦情の申出に応ずることはできない。 (2) 特例延長された部分は、まだ実施機関による開示決定等の処分がなされていないことから、事務手続きの段階における苦情である。開示請求書の記載が形式的に同一であれば、各所属での事務処理が必ず同一でなければならないわけではなく、開示請求についての事務処理の判断は、各所属長に任されているものである。 苦情申出人の主張や実施機関の説明からは、実施機関による裁量権の逸脱・濫用を窺わせる特段の事情を認めることはできなかった。 (3) 上記のとおり、実施機関の事務処理に不適正な点は認められず、教育長の名譽が棄損され、威信が低下したという事態は、本件に関しては生じていないことから、苦情の申出には応じられない。

	(27) 苦情19	(27) 苦情20
申出人	B	B
申出日	平成27年12月15日	平成28年2月15日
実施機関	教育委員会 (教育総務課)	教育委員会 (教育総務課・福利課)
苦情の内容	当方は異議申立てに係る意見陳述を行おうとしたが、教育総務課S並びに松戸南高校Aから意見の陳述妨害行為を受けた。以下Sの行為を課長またAの行為を校長という。 意見陳述を行うために情報公開センターに赴いた。おおむね〇時〇分頃、センター職員執務場所から課長及び校長が突然現れて、校長がカウンター越しに「情報開示を行う」と言った。再三確認した結果、教育総務課Mの指示によると言った。再度、校長の方で教育総務課Mから確認の上、当方に事情を知らせるよう要請した。 この妨害行為によって、意見陳述はおおむね15分遅れて開始された。校長は書面において、「ご都合が悪い場合はご連絡くださいとしてある」が、当方から連絡がなかったため、開示を強行したと虚言を主張した。 実際の開示日は、センターを介し、開示を行う実施機関並びに日時を当方の申出で調整しており、このことはセンター、教育庁各課並びに校長は十分承知のことである。 従ってこれまでは、教育総務課Mが連絡文書文末の常套句として使用する「ご都合が悪い場合にはご連絡ください」という内容に即して開示が行われたことはない。それが今回、この連絡に回答しなかったため、意見の陳述の直前になって開示を強行したというが、その説明は通らない。	総務課は福利課の開示を平成〇年〇月〇日に行うと連絡した。しかしその開示する量は12件の開示決定等に基づくものあって大量であり、1月12日一日のみで閲覧及び写しの交付を求めることは、だれが見ても困難なことは明らかである。 また、教育庁教育総務課長は所属職員をして、赤線を付した連絡票を主権者県民に送付している。 貴会議に苦情を提起した教育総務課職員による開示妨害に引き続く、常軌を失した事務である。速やかに是正指示並びに指導をされたい。 これだけの量の開示が困難なことは、開示の調整を行うと称する教育総務課は最初から知っている。公開条例を悪利用して、開示請求者を揶揄しようとしている。 職場の同僚また友人知人の間においてさえ、赤線付きの連絡は行わない。行くとすれば、部下か低位に置く者に対する行為である。なるほど教育総務課は主権者県民を見下し、愚弄していることを自ら証している。教育総務課が常人の集団ならば、誰かがこのような非常識行為を差し止めるが、それもない。 ちなみに、これら連絡票の記載に従い当方の都合を連絡しても一切応答はない。このことについて情報公開センターに要請を行った。
調査委員	橋本委員 上谷委員	橋本委員 上谷委員
調査の状況	H28.2.3 実施機関に対する書面調査	H28.2.22 実施機関に対する書面調査
苦情審議状況	H28.3.15	H28.3.15
処理	H28.3.30	H28.3.30
処理結果等	(1) 実施機関は、近日中に苦情申出人の口頭意見陳述が実施される予定であったため、苦情申出人の利便性を考慮した上で、本件開示実施と本件口頭意見陳述を同日に実施すると送付票を本件部分開示決定とともに送付した。その後、実施機関は口頭意見陳述を〇月〇日に実施する旨の実施通知を苦情申出人に送付し、前通知と併せて苦情申出人に対し、開示実施と口頭意見陳述は同日に行う旨を知らせた。そして、本件部分開示決定通知書に記載されていた〇月〇日に苦情申出人が来庁しなかったため、このことによっても、同日に実施する旨は苦情申出人に伝わっているものと理解し、担当職員は〇月〇日に開示実施を行おうとしたものである。 (2) 開示実施について、苦情申出人の都合が悪いのであれば、苦情申出人から実施機関に対して連絡することもでき、その旨について送付票にも記載されていた。 以上の経緯から、実施機関の対応に不適切な点は認められない。 なお、当該口頭意見陳述は予定された時間内で終了し、苦情申出人から当該口頭意見陳述の終了を申し出たことから、苦情申出人に対して当該口頭意見陳述を妨害する意図をもっていたものと認めることはできない。	(1) 苦情申出人は今年度167件の行政文書開示請求を行っていること及び苦情申出人から火曜日以外に開示を受けるのが困難との連絡を受けていることから、必然的に一回の開示実施において相当量の開示実施が行われることはやむを得ないと考えられる。 (2) 連絡票に赤線を引いたことについて 一般的に、文書において注意喚起をするために強調部分に赤線を引くことは通常行われているものである。苦情申出人に送付した連絡票に、都合が悪い場合には実施機関に対して連絡する旨の注意を促すため赤線を引いたことは、苦情申出人に対し開示日時の変更が可能である旨を単に強調するためであり、それ以外の目的があったとは認められないものと判断する。 (附言) 今年度、苦情申出人の申出は19件に上っており、苦情の内容においても同種のものが複数見受けられる。実施機関においては円滑な開示実施に努めるべきであり、苦情申出人においてもこれに協力すべきであることを附言する。

	(28) 苦情1	(28) 苦情2
申出人	C	C
申出日	平成28年6月23日	平成28年6月26日
実施機関	知事 (政策法務課)	知事 (精神保健福祉センター)
苦情の内容	平成〇年〇月〇日に申出人が実施機関(政策法務課)から電話を受けたところ、政策法務課相談調整班のK氏が、情報公開について、千葉県の職員から相談があったら相談に応じて助言や協力等を行うのに対して、千葉県民からの相談には応じず、助言や協力等を行わない旨回答した。 千葉県情報公開・個人情報センターは、千葉県の職員からだけではなく、千葉県民からの相談にも応じて、千葉県職員に対してと全く同様に助言や協力等を行うべきである。 千葉県情報公開条例の全文、第1条、3条、26条、27条、30条の各規定に直接、間接に違反し、またはその趣旨を没却するものである。 また、千葉県政策法務課相談調整班ないし千葉県情報公開・個人情報センターの存在意義が動揺する。何よりも国民主権に反する。	担当課は、〇月19日までに開示決定を行わなければならないにもかかわらず、〇月24日になって決定をし、(〇+1)月1日になってようやく通知書等を発送した。開示しない理由として「開示請求に係る行政文書を保有していないため。(請求に係る行政文書は廃棄済みである)」とだけ記載されており、保存期間内であるにも関わらず廃棄したため不存在という趣旨の記載は一切見られなかった。 ①対象文書が保存期間内であるにもかかわらず廃棄した場合は開示請求者に電話し、理由にその旨書くべきである。②再発防止策を講じ結果を公表すべきである。③決定がでたら翌日には発送すべきである。④文書の移管状況は永年保存すべきである。⑤文書を廃棄した場合は廃棄者、文書の性質等を明文化し長期保存すべきである。⑥文書廃棄の不存在の場合、理由に保存期間満了による廃棄か、誤廃棄なのか記載すべしである。⑦行審法による救済の迅速性を確保するため審査会の開催日数、委員を増加すべきである。 ①実施機関は、〇月19日までに誤って廃棄した旨を明示すべきである。②実施機関は延長の手続きをすべきであった。③決定が出てから7日を要したことは大きな遅延である。④文書の移管状況を示す行政文書を廃棄すべきでなかった。⑤文書廃棄に関する行政文書は作成すべきであった。⑥意図的廃棄による不存在理由が記載されていなかった。⑦異議申立てから答申まで2年を要する事態が継続している。行審法の理念を没却している。
調査委員		
調査の状況		
苦情審議状況	処理中	処理中
処理		
処理結果等		